

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱

制 定 令和6年3月27日 建住政第3701号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代の転入・定住の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、住替えに要する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 平成18年4月2日以降に出生した子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
 - イ 令和6年4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び第12条第1項に規定する実績報告をする日までに申請又は申告を行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯
- (2) 補助対象世帯 第3条に該当する補助事業の対象となる世帯をいう。
- (3) 住替え予定者 補助対象世帯の構成員に複数の世代が含まれる場合で、第1号アに規定する世帯の当該子に最も近い世代の構成員又は第1号イに規定する世帯の当該夫婦の両方若しくはそのいずれかのことをいう。
- (4) 住宅事業者等 よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。
- (5) 対象住宅 住替え予定者が取得する、別表1で規定するいずれかの住宅のことをいう。
- (6) 新築住宅 新たに建設された住宅で、これまで人の居住の用に供したことがないものをいう。
- (7) 既存住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (8) 新築型 別表1第1項で規定する、補助の対象となる要件を備えた新築住宅をいう。

- (9) リノベ型 別表1第2項で規定する、補助の対象となる要件を備えた既存住宅をいう。
- (10) 注文住宅タイプ 別表1第1項の規定に該当する住宅の新築工事のための工事請負契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (11) 建売タイプ 別表1第1項の規定に該当する住宅の要件を備えた住宅の取得のための売買契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (12) 既存住宅リノベタイプ 別表1第2項の規定に該当する住宅にするためのリノベーション工事のための工事請負契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (13) 買取再販タイプ 別表1第2項の規定に該当する住宅の要件を備えた住宅の取得のための売買契約を、住替え予定者と住宅事業者等を経て行う場合の申請形式をいう。
- (14) 申請区分 第10号から第13号に規定する各申請形式をいう。
- (15) リノベーション工事 窓など全ての開口部(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分に含まれる玄関扉を除く。)を断熱改修するための工事をいう。
- (16) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)における断熱等性能等級のことをいう。
- (17) 『ZEH』 強化外皮基準(平成28年省エネルギー基準(ηAC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値0.60W/m²・K以下)への適合、並びに再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減及び再生可能エネルギーを導入し、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減がされる住宅。
- (18) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (19) 住替え予定日 第3条第2項第2号に規定する登記の申請日又は第3条第2項第3号に規定する転居の日の、いずれか遅い予定日のことをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助の対象となる世帯は、それぞれの申請日において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 子育て世帯等であること。
 - (2) 住替え予定者が、対象住宅を取得(共有の持分を取得する場合及び第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加する場合を含む。)すること。
 - (3) 世帯の構成員のうち、第2項第1号で規定する契約をする者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
 - (4) 世帯の構成員いずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱(令和5年3月建住政第3436号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- 2 前項のほか、補助の対象となる子育て世帯等は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 住替え予定者が、住宅事業者等との間に、申請区分に応じて、第6条第1項又は第8条第1項の申請を受け付けた日が属する年度の2月末日までを引渡しの期限とする対象住宅の工事のための

又は取得のための契約を、令和5年4月1日以降に書面で締結していること。

- (2) 世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度の2月末日（以下「住替え期限」という。）、までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の申請をしていること。
- (3) 世帯の構成員の全員が、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合については、この限りでない。
 - ア 子育て世帯等が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、従前の子育て世帯等の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地の住所に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合
 - イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が、住替え前からその者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に居住しており、当該住宅の所在地に住所を有する者として住民登録が既になされている場合
 - ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の一部又は全員が対象住宅の所在地地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合
- (4) 次に掲げるアからウまでの全ての要件を満たすこと。
 - ア 住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）から対象住宅への転居ではないこと。
 - イ 第2項第1号で規定する契約後から対象住宅への転居までの間に仮の住まいに居住する場合、その仮の住まいが、住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）ではないこと。
 - ウ 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - エ 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。
- (5) 第2項第1号で規定する契約を締結する住替え予定者が、当該契約の相手方である住宅事業者等との間に、第8条第1項で規定する申請日までに、横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式。以下「規約」という。）に同意すること。
- (6) 省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

（共同事業者）

第4条 共同事業者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 住宅事業者等であること。
- (2) 前条第2項第5号に規定する規約に同意すること。
- (3) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (4) 第12条で規定する実績報告までに、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録されていること。

2 共同事業者は、前条第2項第5号に規定する規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）

向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供をしなくてはならない。

(補助金の額)

第5条 補助対象世帯への補助金の額は、70万円とする。

2 次の各号に掲げる場合には、前項で規定する額に当該各号に定める額を加算する。

(1) 住替え予定者又はその子のうちのいずれかが、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日において、横浜市外に住民登録されており、住替え期限までに横浜市外から転入する場合 30万円

(2) 対象住宅が別表2に該当する設備を備えている場合 50万円

3 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約時に横浜市内に住民登録されている場合は、前項第1号の規定は適用しない。ただし、住替え予定者が、第6条第1項に規定する申請時に横浜市外に住民登録されており、当該申請後に第3条第2項第1号に規定する契約を締結する場合はこの限りでない。

4 次に掲げる額が、第1項及び第2項の規定による補助金の額を下回る場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の額のうち低い方を補助金の額とする。

(1) 第3条第2項第1号で規定する契約の金額(消費税(地方消費税を含む。))を除いた額とする。以下この項において同じ。)及び別表2に該当する設備の設置に係る金額(消費税(地方消費税を含む。))を除いた額とする。以下この項において同じ。)の合計額

(2) 対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とする補助金(以下「国等の補助金」という。)が交付される場合において、第3条第2項第1号で規定する契約の金額及び別表2に該当する設備の設置に係る金額の合計額から国等の補助金の額を差し引いた額

(補助金交付の予約申請及び承認)

第6条 共同事業者又は設計に関する業務を行う者が、補助対象世帯のために、補助金の交付を受けるための予約を行おうとする場合は、補助金予約申請書(第1号様式)及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に予約申請を行うことができる。

2 前項の申請は、申請をする日において、補助対象世帯の構成員のいずれかが、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届け出がなされている場合(第3項第2項第3号ただし書きイに該当し、対象住宅以外の住宅に居住している場合を除く。)には、することができない。

3 第1項に規定する申請を行おうとする場合には、第8条に規定する補助金交付の本申請の前に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 注文住宅タイプ又は既存住宅リノベタイプ 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約又は対象住宅にするための設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う者と締結等していること。

(2) 建売タイプ 共同事業者が建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づく建築確認通知書(確認済証)を取得していること。

(3) 買取再販タイプ 共同事業者が対象住宅に適合させるための工事等の契約等を締結等していること。

- 4 市長は第1項の規定による申請があったときは、予算の範囲内において予約申請額分の予算（以下「予約承認額」という）を確保する。
- 5 前項の予算の確保期間は、申請を受け付けた日（令和6年4月1日以降かつ開庁時間外及び閉庁日の場合はその翌開庁日）の翌日から起算して6か月又は第3項の規定による予約承認日の属する年度の11月30日のいずれか早い日（以下「予算確保期間」）とする。
- 6 市長は、第1項の規定による申請内容を審査し、要件を満たさないと認めた場合には当該申請を却下し、当該決定をした日において予算の確保を解除する。
- 7 市長は、前項の規定により申請を却下した場合は、申請者に通知するものとする。
- 8 市長は、第6項の規定による決定がされなかった場合は、予算が確保されていることを申請者（以降「承認対象者」という）に通知するものとする。
- 9 市長は、次の各号のいずれか該当するまで、承認対象者のために予約承認額を確保しなければならない。
 - (1) 承認対象者による第9条第1項に基づく申請
 - (2) 予算確保期間の終了
 - (3) 次項による確保の解除
- 10 承認対象者又は補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、予約承認額の確保を解除することができる。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金予約の承認を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 11 市長は、第6項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 12 市長は、第6項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し当該申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 13 第1項に規定する予約申請は、注文住宅タイプ又は既存住宅リノベタイプに該当する場合は1補助対象世帯につき1件、建売タイプ又は買取再販タイプに該当する場合は、1住宅事業者等につき10件まで申請することができる。
- 14 承認対象者は、補助対象世帯の構成員からの問い合わせに誠実に対応しなければならない。
- 15 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。
- 16 第7項及び第8項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

（予約申請の変更）

- 第7条 承認対象者が予算確保期間の間に次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金予約変更申請書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 予約申請額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 予約承認額の確保の取消しを求める場合
 - (3) その他市長が申請を必要と認める変更
- 2 市長は、第1項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、審査結果を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、予算の範囲内において、前項の決定を行わなければならない。
- 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。
- 5 第2項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(補助金交付の本申請)

第8条 共同事業者が、補助対象世帯のために補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(第3号様式)及び別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、申請をする日において、補助対象世帯の構成員のいずれかが、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届け出がなされている場合(第3条第2項第3号ただし書きイに該当し、対象住宅以外の住宅に居住している場合を除く。)には、することができない。ただし、承認対象者が予算確保期間に申請する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定については、第6条第1項に規定する申請をしている場合については、適用しない。
- 4 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定通知において、必要があると認めたときは交付決定通知書に条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の審査において、必要に応じて共同事業者及び住替え予定者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 5 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、共同事業者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 6 市長は、第1項の審査及び第4項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書(第6号様式)により共同事業者に通知するものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定のお知らせ(第7号様式)により、住替え予定者あてに通知するものとする。

(補助金申請の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた共同事業者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書(第8号様式)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
- (2) 補助対象世帯の構成員の変更(第8条の規定による申請の際の補助世帯の構成員のうち、出生予定であった子が出生したことによる変更を除く。)
- (3) 第9条第1項の規定に基づく交付決定以降に、国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合

(4) その他市長が必要と認める変更

- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行い、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により共同事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により変更の決定をした場合は、補助金交付変更決定のお知らせ（第10号様式）により、住替え予定者あてに通知するものとする。
- 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金申請の取下げ)

- 第11条 共同事業者が、申請を取下げようとする場合は、速やかに、補助金取下届（第11号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。
 - 3 第1項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

(実績報告)

- 第12条 共同事業者は、住替え予定者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転の登記の申請及び補助対象世帯の構成員全員の当該対象住宅への住民登録を完了した場合は、速やかに補助金実績報告書（第12号様式）に別表5で規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の種類、提出方法及び提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金額の確定)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第13号様式）により共同事業者あてに通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定のお知らせ（第14号様式）により住替え予定者あてに通知するものとする。

(補助金交付の請求)

- 第14条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

- 第15条 市長は、前条の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

(補助金の還元)

第16条 共同事業者は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金について、規約に定めた方法により住替え予定者に還元しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、共同事業者又は補助対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10年を経過する日までに補助対象世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第5条第4項の規定に該当することが判明したとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第16号様式)により、共同事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消のお知らせ(第17号様式)により住替え予定者あてに通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

5 共同事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

(調査及び指示)

第18条 共同事業者及び補助対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

(効果分析等調査への協力)

第19条 共同事業者及び補助対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

(処分等の制限)

第20条 補助対象世帯は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金

交付を受けた日から起算して10年間以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

(関係書類の保存期間)

第21条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。

別表1 対象住宅の要件（第3条関係）

1	<p>新築型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の新築住宅であること。</p> <p>(2) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。</p>
2	<p>リノベ型の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たす住宅とする。</p> <p>(1) 市内の既存住宅であること。</p> <p>(2) 子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第4第2号で規定する開口部の断熱改修のうち、ZEHレベルの省エネ性能に適合するリノベーション工事を実施していること。ただし、既にZEHレベルの省エネ性能に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 耐震性能を確保した建築物であること。</p>

別表2 加算要件の対象となる設備（第5条第1項第3号関係）

1	<p>建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、『ZEH』の評価・認証を受けた新築住宅であって、次に該当する太陽光発電設備とあわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合は、第5条第1項第3号に規定する加算対象とする。</p>
2	<p>次に該当する3kW以上の発電能力を有する太陽光発電設備を設置する既存住宅であって、あわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合は、第5条第1項第3号に規定する加算対象とする。（第6条又は第8条に規定する申請時に既に設置されている場合を含む）</p>
(1)	<p>太陽光発電設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置された定置用であること ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの
(2)	<p>蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置された定置用であること ・一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること
(3)	<p>ヒートポンプ給湯器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間沸上げ形 自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯器であること

別表3 予約申請提出書類（第6条関係）

<p>1-1 注文住宅タイプ</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）</p> <p>(2) 第6条第3項第1号に規定する書面の写し</p> <p>(3) 第6条第3項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書、所有前の場合は当該土地の売買契約書の写し など）</p>
<p>1-2 建売タイプ</p> <p>(1) 対象住宅の建築確認通知書（確認済証）の写し</p>
<p>1-3 既存住宅リノベタイプ</p> <p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）</p> <p>(2) 第6条第3項第1号に規定する書面の写し</p> <p>(3) 既存住宅の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書、所有前の場合は当該既存住宅の売買契約書の写し など）</p>
<p>1-4 買取再販タイプ</p> <p>(1) リノベーション工事の契約書の写し</p>
<p>2 第3条第2項第4号ア又はイの補助対象世帯に関する書類（注文住宅タイプ、既存住宅リノベタイプのみ）</p> <p>(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>
<p>3 共通</p> <p>(1) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し</p> <p>(2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書等等婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

別表4 本申請提出書類（第8条関係）

1	共通
<p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に住民登録の異動が無い場合は省略できる。</p> <p>(2) 横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約</p> <p>(3) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <p>(4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>	
2-1	新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）
<p>(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し</p> <p>(2) 第3条第2項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書、所有前の場合は当該土地の売買契約書の写し など）</p> <p>(3) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書又は建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書）</p>	
2-2	リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）
<p>(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し（当該書面又は付属する仕様書等において、リノベーション工事に使用する建材が施工されることが分かること）</p> <p>(2) 既存住宅の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書、所有前の場合は当該既存住宅の売買契約書の写し など）※既存住宅リノベタイプのみ</p> <p>(3) 対象住宅の関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）</p> <p>(4) リノベーション工事に使用する建材が別表1の2(2)の要件を満たすことがわかる資料（子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第4第2号で規定する製品の性能区分がわかるもの、製品カタログ等で熱貫流率の記載があるもの、など）</p> <p>(5) リノベーション工事を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）</p> <p>(6) 耐震性を確保した建築物であることを確認することができる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）又は第12条に規定する実績報告までに耐震性を確保することが確認できる書類（工事の見積書など）</p>	

<p>3 第3条第2項第4号ア又はイの補助対象世帯に関する書類（承認対象者からの申請で、本申請時点において現況が予約申請時から変更が無い場合は省略できる）</p>
<p>(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類</p>
<p>4 第5条第2項第2号に関する書類</p>
<p>別表2に規定する設備を設置することが分かる書類</p> <p>(1) 太陽光発電設備</p> <p>ア 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書（リノベ型のみ）</p> <p>イ BELS評価書（新築型のみ）</p> <p>ウ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p> <p>(2) 蓄電池</p> <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブの製品登録掲載ページの写し</p> <p>イ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p> <p>(3) ヒートポンプ給湯器</p> <p>ア 製品カタログ等</p> <p>イ 2-1又は2-2の(1)に規定する契約に係る書面の写し等（当該設備を設置することが分かるもの）</p>
<p>5 第5条第4項第2号に関する書類</p>
<p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>

別表5 実績報告提出書類（第12条関係）

<p>1 共通</p>
<p>(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し</p> <p>(2) 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。</p> <p>(3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し <p>(4) 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書</p>

<p>の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類</p> <p>(5) 対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、住替え予定者が支払ったことがわかる書類</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>2-1 新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）</p>
<p>(1) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類（建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など）</p>
<p>2-2 リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）</p>
<p>(1) リノベーション工事を実施したことがわかる書類（工事完了後の写真など）</p> <p>(2) 交付決定時に耐震性能が確保されていなかった建築物だった場合、実績報告時点で耐震性能が確保されていることが確認できる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）</p>
<p>3 第5条第2項第2号に関する書類</p>
<p>別表2に規定する設備を設置したこと分かる書類</p>
<p>4 第5条第2項に関する書類</p>
<p>(1) 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類</p>

第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム事業者登録(済※登録番号)・今後登録)

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約申請書

横浜市省エネ住宅住替え補助金の予約承認を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。
なお、予約申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。）又は設計に関する業務を行う者です。
<input type="checkbox"/>	横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式。以下「規約」という。）に、要綱第8条第1項で規定する申請日までに住替え予定者と同意します。
<input type="checkbox"/>	規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供することに同意します。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。

【予約申請の要件について（第6条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	本予約申請をする日において、補助対象世帯の構成員のいずれかが、当該対象住宅の所在地上に住所を有する者として住民登録の届出をされていません。又は、要綱第3条第2項第3号ただし書きに該当する場合で、対象住宅以外の住宅に居住しています。
<input type="checkbox"/>	要綱第6条第3項の要件を満たしています。
<input type="checkbox"/>	予約申請は予算額の確保を目的としており、交付決定を担保するものではないことを理解しています。
<input type="checkbox"/>	申請時に要綱第6条に規定する予約申請の要件を理解しています。

【その他】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

第2号様式（第7条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市省エネ住宅住替え補助金予約変更申請書

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき申請した以下の案件について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

<input type="checkbox"/>	予約申請額の増額又は減額を伴う変更
<input type="checkbox"/>	予算承認額の確保の取消しを求める場合
<input type="checkbox"/>	その他市長が申請を必要と認める変更 ()

予約申請の受付番号		
注文住宅タイプ 及び 既存住宅リノベタイプ	契約者且つ対象住宅の所有者となる住替え予定者 (氏名)	
建売タイプ 及び 買取再販タイプ	所在地 (地番)	

2 申請内容

第3号様式（第8条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム事業者登録(済※登録番号)・今後登録)

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付申請書

横浜市省エネ住宅住替え補助金の交付を受けたいので、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

なお、交付申請にあたり、下記事項について確認・同意し、誓約します。

記

【共同事業者の要件について（第4条関係）】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。）です。なお、本申請時において登録を受けていない場合、要綱第12条に規定する実績報告までに登録されている必要があることを理解しています。
<input type="checkbox"/>	横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式。以下「規約」という。）を住替え予定者と締結しています。
<input type="checkbox"/>	省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供しています。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力しなければいけないことを了解しました。（第19条関係）
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守します。

【補助対象世帯の要件について】（□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世帯等であることを確認しました。	(第3条第1項関係)
<input type="checkbox"/>	住替え予定者が対象住宅を取得することを確認しました。 (共有の持分を取得する場合及び要綱第2項第2号に規定する対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の前後で共有の持分割合が増加)	(第3条第1項関係)

	する場合を含む。)	
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員のうち要綱第2項第1号で規定する契約をする者が、補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があることを確認しました。	(第3条第1項関係)
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱(令和5年3月建住政第3436号)に基づく補助金の交付を受けていないことを確認しました。	(第3条第1項関係)
<input type="checkbox"/>	住替え予定者と、要綱第3条第2項第1号に規定する契約を、令和5年4月1日以降、書面で締結しました。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、補助金交付の決定日の属する年度の2月末日(以下「住替え期限」という。)までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の申請をすることを確認しました。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員全員が、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行う予定であることを確認しました。 ※ただし、要綱第3条第2項第3号アからウに該当する場合はこの限りでない。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	住替え予定者が横浜市内に所有する物件から、対象住宅への転居ではないことを確認しました。また、要綱第3条第2項第1号で規定する契約後から対象住宅への転居までの間に仮の住まいに居住する場合、当該の建物が住替え予定者が所有する物件ではないことも確認しました。 ※いずれも、住替え予定者の親族と共有する物件からの転居又は市外からの転居は除く。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確認しました。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が、市税等を滞納していないことを確認しました。	(第3条第2項関係)
<input type="checkbox"/>	住替え予定者であり共同実施規約を締結した者が、当補助事業のアンケート調査等に協力しなければいけないことを了解しました。	(第19条関係)
<input type="checkbox"/>	その他、規約締結対象世帯の構成員であり共同実施規約を締結した者が、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守することを確認しました。	

以上

申請項目

1 補助金予約承認の有無

あり（受付番号 ） なし

2 補助対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）※1, 2, 3

【承認対象者からの申請で、予約申請日以降に住民登録の異動が無い場合は省略可】

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄
		年 月 日	世帯主
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1 申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しを提出すること

※2、3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類を提出すること

- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
- ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類
- ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

(2) 申請区分（第3条第2項関係）（該当する□欄に✓を入れること）

新築型	<input type="checkbox"/> 注文住宅タイプ <input type="checkbox"/> 建売タイプ
リノベ型	<input type="checkbox"/> 既存住宅リノベタイプ <input type="checkbox"/> 買取再販タイプ

(3)対象住宅の要件（該当する□欄に✓を入れること）

対象住宅の種類	□一戸建て □共同住宅	
対象住宅の要件 （別表1・2関係）	【新築型】 (1)□断熱等性能等級6 □断熱等性能等級7 (2)□土砂災害特別警戒区域外の住宅である 【リノベ型】 (1)□窓など全ての開口部をZEHレベルに断熱改修 □一部の開口部は既にZEHレベルであり、その他の開口部を断熱改修 (2)□耐震性能を確保した建築物である □実績報告までに耐震性能を確保する建築物である 【別表2に規定する再エネ設備の設置】 □あり □なし	
契約者 ^{※1} 且つ対象住宅の所有者となる住替え予定者	氏名	1
		2
契約事項	対象住宅の所在地 ^{※2、3}	横浜市
	契約年月日	年 月 日 ※令和5年4月1日以降であること
	引き渡し予定日	年 月 日
	契約額（A）	¥ . - ※税抜き金額であること
住替え予定日 ^{※4}	年 月 日（予定） ※本申請が属する年度の2月末日までであること	

※1 要綱第3条第2項第1号で規定する契約の契約者で且つ、住替え予定者であること

※2 要綱第3条第2項第1号で規定する契約に対象住宅の所在地の記載がない場合は、「土地の所有者が分かる書類」を追加で提出すること

※3 既存住宅リノベタイプの場合は「建物の所有者が分かる書類」を追加で提出すること

※4 第3条第2項第2号に規定する登記の申請日又は第3条第2項第3号に規定する転居の日の、いずれか遅い予定日のこと

(4)その他の要件（第3条第2項第4号関係）（該当する□欄に✓を入れること）

【承認対象者からの申請で、予約申請時の内容から変更が無い場合は省略可】

<input type="checkbox"/>	住替え予定者又はその子のうち、この申請時に横浜市外に居住している者がいる。 ※住民登録において、要綱第3条第2項第1号で規定する契約又は第6条第3項第1号で規定する仮契約等の締結時と同じ所在地である、又は当該契約締結時とは別の市外の所在地であること						
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯の構成員のうち、この申請時に横浜市内に居住している者がいる。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。	<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。
<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 賃貸住宅に住んでいる。						
<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 親などの親族等が所有する又は親族等と共有している住宅に住んでいる。						
<input type="checkbox"/>	該当者は、現在 社宅又は寮等、自己所有ではない住宅に住んでいる。						

3 補助申請額（第5条関係）（該当する□欄に✓を入れること）

(1)対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される又は交付予定（申請予定・申請済）である。

<input type="checkbox"/>	はい	(1)-1へ
<input type="checkbox"/>	いいえ	(1)-2へ

(1)-1 補助申請額（他の補助金あり）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	市外加算30万円	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象世帯であること 住替え予定者又はその子のうちのいずれかが、本申請日※1において横浜市外に住民登録※2されていること <small>※1 承認対象者からの申請の場合は、予約申請日において横浜市外に住民登録されていること</small> <small>※2 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約時に横浜市内に住民登録されている場合は不可</small>
<input type="checkbox"/>	再エネ加算50万円	対象住宅が別表2に該当する設備を備える予定であること
	_____円 (B)	補助申請額（計）

<input type="checkbox"/>	_____円 (D)	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合で、契約額（A）から当該補助金額（C）を差し引いた金額が補助申請額（B）を下回る
--------------------------	------------	--

（内訳）

当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とした補助金について		
	補助金の名称	
	補助金の額 <small>※交付決定前の場合は、申請予定の金額</small>	円 (C)
$\text{契約額 (A)} - \text{他の補助金の額 (C)} = \text{差し引いた金額 (D)} < \text{補助申請額 (B)} \rightarrow \text{(D) の金額が補助申請額となる}$ $= \text{差し引いた金額 (D')} \geq \text{補助申請額 (B)} \rightarrow \text{(B) の金額が補助申請額となる}$		

(1)-2 補助申請額（他の補助金なし）（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	70万円	補助対象世帯であること
<input type="checkbox"/>	市外加算30万円	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象世帯であること 住替え予定者又はその子のうちのいずれかが、本申請日※1において横浜市外に住民登録※2されていること <small>※1 承認対象者からの申請の場合は、予約申請日において横浜市外に住民登録されていること</small> <small>※2 住替え予定者が第3条第2項第1号に規定する契約時に横浜市内に住民登録されている場合は不可</small>
<input type="checkbox"/>	再エネ加算50万円	対象住宅が別表2に該当する設備を備える予定であること
	_____円 (B)	補助申請額（計）

4 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

1 共通	
(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に住民登録の異動が無い場合は省略できる。【該当する場合のみ】	□
(2) 横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約【必須】	□
(3) 第6条第1項又は第8条第1項に規定する申請時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。【該当する場合のみ】	□
(4) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。なお、承認対象者からの申請で、予約申請日以降に変更が無い場合は省略できる。【該当する場合のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し 	□
(5) その他市長が必要と認める書類【該当する場合のみ】	□
2-1 新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）	
(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し【必須】	□
(2) 第3条第2項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書、所有前の場合は当該土地の売買契約書の写しなど）【該当する場合のみ】	
(3) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（設計住宅性能評価書又は建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書）【必須】	□
2-2 リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）【必須】	
(1) 第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写し（当該書面又は付属する仕様書等において、リノベーション工事に使用する建材が施工されることが分かること）	□
(2) 既存住宅の所有者が分かる書類（住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書、所有前の場合は当該既存住宅の売買契約書の写しなど）※既存住宅リノベタイプのみ	□
(3) リノベーション工事に使用する建材等を表示した関係図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）	□
(4) リノベーション工事に使用する建材が別表1の2(2)の要件を満たすことがわかる資料（子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第4第2号で規定する製品の性能区分がわかるもの、製品カタログ等で熱貫流率の記載があるもの、など） ※要領第1号様式を使用すること	□
(5) リノベーション工事を行う箇所の現況写真等（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること） ※要領第1号様式を使用すること	□

	(6) 耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）又は第12条に規定する実績報告までに耐震性能を確保することが確認できる書類（工事の見積書など）	□
2 第3条第2項第4号ア又はイの補助対象世帯に関する書類（承認対象者からの申請で、本申請時点において現況が予約申請時から変更が無い場合は省略できる）【以下のいずれか、該当する場合のみ】		
	(1) 市内にある賃貸住宅からの移転の場合、補助対象世帯の構成員が現在居住している住宅の賃貸借契約書の写し	□
	(2) 市内にある親族所有の住宅からの移転の場合、居住している住宅が住替え予定者が所有者でないこと又は住替え予定者の親族との共有であることが確認できる書類	□
	(3) 市内にある社宅又は寮等からの移転の場合、当該住宅が自己所有ではないことがわかる書類	□
3 第5条第2項第2号に関する書類【該当する場合のみ】		
	(1) 別表2に規定する設備を設置することが分かる書類 ※要領第2号様式を使用すること	□
4 第5条第4項第2号に関する書類【該当する場合のみ】		
	(1) 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類	□

横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する一連の補助金交付申請に係り、甲（要綱に規定する、住宅事業者等）及び乙（要綱に規定する、住替え予定者であり、要綱第3条第2項第1号に規定する契約（以下、「本契約」という。）を甲と締結する者）及び丙（住替え予定者であり、本契約を乙と共同で甲と締結する者）は、お互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に横浜市省エネ住宅住替え補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、下記の取り決めを確認する。

記

（要件等の確認）

第1条 甲及び乙は、本補助金の要綱をよく参照し、補助対象の要件に合致することを確認するとともに、要綱に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。

2 乙は、本補助金の交付申請にあたり、本規約及び要綱が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。

3 甲及び乙は、次の各号全てについて、了解する。

（イ） 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。

（ロ） 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、市長の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）

（ハ） 甲から横浜市に提出した乙及び丙を含む補助対象世帯の個人情報の利用、保存及び管理には、要綱に規定するもののほか、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）が適用されること。

（ニ） その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守すること。

（ホ） 要綱第19条に規定する効果分析等調査について協力することを了解する。

（申告）

第2条 甲は、次の各号を乙に申告する。

（イ） よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者事業者であること。

（ロ） 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。

（ハ） 要綱第6条に規定する本補助金の予算確保の有無。

2 乙は、次の各号を甲に申告する。

（イ） 要綱第2条第1項で規定する子育て世帯等であること。

（ロ） 要綱第15条で規定する補助金の交付を受けた場合、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。

（ハ） 世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）の交付を受けていないこと。

（ニ） 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、補助金交付の決定日が属する年度の2月末日（以下「住替え期限」という。）までに、対象住宅の所有権の保存又は移転の登記の申請を完了すること。

（ホ） 第9条に規定する補助金交付決定を受けた場合、世帯の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に

規定する方法による届出をいう。）を行うこと。ただし、次のアからウのいずれかに該当する場合には、この限りでない。

ア 子育て世帯等が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、従前の子育て世帯等の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地の住所に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合

イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が当該者の親族（民法（明治29年第89号）第725条に規定する「親族」（同条第2号を除く。）をいう。以下同じ。）の所有する横浜市内の住宅に住替え前から居住しており、当該住宅の所在地に住所を有する者として住民登録が既になされている場合

ウ やむを得ない事情により世帯の構成員の全員が対象住宅の所在地に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合

3 乙は、次の各号の全ての要件を満たすことを甲に申告する。

（イ） 住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）から対象住宅への転居ではないこと。

（ロ） 要綱第3条第2項第1号で規定する契約後から対象住宅への転居までの間に仮の住まいに居住する場合、その仮の住まいが、住替え予定者が横浜市内に所有する物件（住替え予定者の親族と共有する物件を除く。）ではないこと。

（ハ） 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（ニ） 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。（情報提供）

第3条 甲は、要綱第4条第2項の規定に基づき、乙に省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、乙に情報提供すること。

2 乙は、要綱第3条第2項第6号の規定に基づき、乙から省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果の情報提供がされている旨を、横浜市長に申告すること。（交付申請等）

第4条 要綱に規定された本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、横浜市がホームページで公表する本事業の執行状況及び予算の執行状況について、随時確認するものとする。

3 本補助金の交付決定後に、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに対象住宅に入居し、甲が行う実績報告のために当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。

第4号様式（第3条第2項）

4 甲は、補助金申請に係り知りえた乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報及び申請書類について、当初の目的以外に利用してはならない。

（本補助金の支払と還元）

第5条 本補助金は、要綱に規定される手続きをもって横浜市から甲へ交付される。

2 甲が本補助金の交付を横浜市から受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法

② 現金で支払う方法

（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

第6条 甲及び乙は、以下の各号に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。

(イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合

(ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合

(ハ) 本規約第4条について不正若しくは怠慢を行った場合
(ニ) その他、横浜市が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

（補助金の返還等）

第7条 甲及び乙は、要綱第17条に規定する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。

2 横浜市は、前項及び第5条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及び乙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

以上

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを横浜市に提出するものとする。

(届出先) 横浜市長	_____年 月 日※1
------------	--------------

甲（住宅事業者等）		
住所		契約の締結者と同じ者の住所、事業者名、記名・押印であること。
事業者名		
代表者職・氏名	印	
担当者氏名		
電話		
E-mail		
乙（住替え予定者であり、要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）		
<input type="checkbox"/> ※2 省エネ性能(断熱・気密等)向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について甲から説明を受けたことを申告します。		
住所		自筆による署名の場合、押印は任意とする。
氏名	印	
電話		
E-mail		
丙（住替え予定者であり、乙と共同で要綱第3条第2項第1号で規定する契約をする者）		
氏名		乙の記名で可。

※1 要綱第8条第1項で規定する申請日までに締結していること。

※2 本規約第3条第2項の規定に基づき、再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上のメリットについて説明を受け、チェック☑をすること。

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

- 1 交付決定金額
- 2 交付時期
- 3 補助対象世帯

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替える住宅の所在地	

- 4 交付条件

担当
電話
メール

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうち乙の氏名	
----------------------------------	--

担当
電話
メール

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定のお知らせ

年 月 日に横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付しての交付決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当
電話
メール

第8号様式（第10条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付変更申請書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

<input type="checkbox"/>	補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
<input type="checkbox"/>	規約締結対象世帯の構成員の変更
<input type="checkbox"/>	第9条第1項の規定に基づく交付決定以降に、国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明
<input type="checkbox"/>	その他

(具体的な内容・変更理由など)

【補助対象世帯】

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替える住宅の所在地	

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

- 1 交付決定金額
- 2 交付時期
- 3 補助対象世帯

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替える住宅の所在地	

- 4 交付条件

担当
電話
メール

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付変更決定のお知らせ

年 月 日に横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から変更申請のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の条件を付しての変更決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助 金に係る共同事業実施規約のう ち乙の氏名	
住替える住宅の所在地	

4 交付条件

担当
電話
メール

第11号様式（第11条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市省エネ住宅住替え補助金取下届

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、次のとおり取下げたいので申請します。

1 取下げの理由

【補助対象世帯】

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替える住宅の所在地	

第12号様式（第12条第1項）

年 月 日

（申請先）
横浜市長

（申請者）
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 （ ）
担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム事業者登録（登録番号 ）

横浜市省エネ住宅住替え補助金実績報告書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る補助事業等について、規約締結対象世帯の住替えが完了したため、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第12条第1項の規定にもとづき、次のとおり書類を添えて実績報告いたします。

実績報告項目

1 規約締結対象世帯について

(1) 世帯構成員（第3条第1項関係）※1, 2, 3 【住民登録の届出を行っていること。】

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄
		年 月 日	世帯主
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1 実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しを提出すること。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。

※2、3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類を提出すること

- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
- ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

(2) 対象住宅の要件 (該当する□欄に✓を入れること)

対象住宅の登記 の状況	対象住宅の所有者 ^{※1} 氏名	1
		2
	対象住宅の所在地 ^{※2}	横浜市
	所有権保存日又は移転 日	年 月 日 ※所有権保存登記が未完了の場合は、所有権保存 登記申請した日を記入すること ※交付決定日が属する年度の2月末日までである こと
転入・転居日 ^{※3}	年 月 日 ※令和6年4月1日以降、交付決定日が属する年度の2月末日までであること	

※1 対象住宅の所有権を有している者のうち、住替え予定者の氏名を記載すること

※2 対象住宅の登記事項全部証明書 (建物の登記事項全部証明書) などに記載のある、登記された所在を記載すること

※3 住民票の写しに記載のある転入又は転居日のこと

(3) 交付決定額の還元状況

済 (精算時に、補助金交付決定額分を最終支払いの一部に充当し既に還元)

未 (補助金交付後、還元予定)

2 補助金交付決定額

¥ _____ 円

3 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

1 共通	
(1) 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し【必須】	<input type="checkbox"/>
(2) 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。【該当する場合のみ】	<input type="checkbox"/>
(3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。【該当する場合のみ】 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し	<input type="checkbox"/>
(4) 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類【必須】	<input type="checkbox"/>
(5) 対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、住替え予定者が支払ったことがわかる書類【必須】	<input type="checkbox"/>
(6) その他市長が必要と認める書類【該当する場合のみ】	<input type="checkbox"/>
2-1 新築型（注文住宅タイプ 及び 建売タイプ）【必須】	
(1) 断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していることがわかる書類（建設住宅性能評価書、工事施工中及び完了後の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）など） <small>※建設住宅性能評価書を提出できない場合は、要領第3号様式を使用すること</small>	<input type="checkbox"/>
2-2 リノベ型（既存住宅リノベタイプ 及び 買取再販タイプ）	
(1) リノベーション工事を実施したことがわかる書類（工事完了後の写真など）【必須】 <small>※要領第4号様式を使用すること</small>	<input type="checkbox"/>
(2) 交付決定時に耐震性能が確保されていなかった建築物だった場合、実績報告時点で耐震性能が確保されていることが確認できる書類（耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など）【該当する場合のみ】	<input type="checkbox"/>
3 第5条第2項第2号に関する書類【該当する場合のみ】	
(1) 別表2に規定する設備を設置したことがわかる書類 <small>※要領別表1に規定する書類を提出すること</small>	<input type="checkbox"/>
4 第5条第2項に関する書類【該当する場合のみ】	
(1) 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類	<input type="checkbox"/>

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次とおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助金確定額

【補助対象世帯】

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助 金に係る共同事業実施規約のう ちこの氏名	
住替えた住宅の所在地	

担当
電話
メール

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助金額確定のお知らせ

年 月 日に横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から実績報告のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次の通り補助金額確定を通知したことをお知らせいたします。

1 補助金確定額

【補助対象世帯】

補助対象世帯の構成員 ※横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約のうちこの氏名	
住替えた住宅の所在地	

担当
電話
メール

第15号様式（第14条第1項）

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(請求者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付請求書

年 月 日 第 号により額確定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

¥ _____ 円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

※請求者は補助金交付決定通知及び額確定通知を受けた者（事業者・代表者）に限る。

第16号様式（第17条第2項）

第 年 月 日 号

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長 印

横浜市省エネ住宅住替え補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市省エネ住宅住替え補助金については、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第17条の規定に基づき、取り消したことを通知します。

- 1 取消しの理由
- 2 取消しの内容

担当
電話
メール

第17号様式（第17条第3項）

第 年 月 日
年 月 日

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市省エネ住宅住替え補助交付決定取消のお知らせ

年 月 日に横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者に交付決定通知をした横浜市省エネ住宅住替え補助金について、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱第17条の規定に基づき取り消したことをお知らせします。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

担当
電話
メール